

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 不服の総処理件数

224件

2 長官決裁による処理

(1) 処理件数 2件

(2) 処理結果

監督権不行使 2件

(3) 概要：別添のとおり（番号134、151）

（局課別内訳）

民事局 1件、行政局 1件

（態様別内訳）

裁判事務関係 2件、司法行政事務関係 0件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 219件

(2) 処理結果

監督権不行使 219件

(3) 概要：別添のとおり

（局課別内訳）

秘書課 22件、総務局 63件、人事局 4件、経理局 4件、

民事局 37件、刑事局 16件、行政局 37件、家庭局 36件

（態様内訳）

裁判事務関係 延べ172件、司法行政事務関係 延べ61件

※ 一の申出で裁判事務及び司法行政事務に対し不服の申出があったもの

（14件）をそれぞれ含む。

(4) 特徴的態様

219件のうち、個別事件における訴訟指揮、判断内容、職員の対応等について不服を述べる裁判事務関係の申出が延べ172件（全体の約78.5パー

セント) を占める。また、[REDACTED]

[REDACTED] が目立った。

4 課長等による専決処理状況

処理件数 0 件

5 その他

(1) 処理件数 3 件

(2) 概要：別添のとおり（番号 86～88）

（局課） 総務局

（態様） 司法行政事務

(3) 特徴的態様、特記すべき不服申出

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 秘書課	弁護士	司法行政事務	その他		R6.4.10	局長等専決	監督権不行使	
2 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.1	局長等専決	監督権不行使	
3 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.5.21	局長等専決	監督権不行使	
4 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.5.29	局長等専決	監督権不行使	
5 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.6.7	局長等専決	監督権不行使	
6 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
7 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
8 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
9 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
10 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
11 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
12 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
13 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.16	局長等専決	監督権不行使	
14 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.22	局長等専決	監督権不行使	
15 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.8.22	局長等専決	監督権不行使	
16 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.9.10	局長等専決	監督権不行使	
17 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.9.26	局長等専決	監督権不行使	
18 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.11.19	局長等専決	監督権不行使	
19 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.11.19	局長等専決	監督権不行使	
20 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.10.24	局長等専決	監督権不行使	
21 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R6.11.27	局長等専決	監督権不行使	
22 秘書課	当事者	司法行政事務	その他		R7.2.20	局長等専決	監督権不行使	

23	総務局	当事者	司法行政事務	裁判官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
24	総務局	当事者	司法行政事務	書記官		R6.7.8	局長等専決	監督権不行使	
25	総務局	当事者	裁判事務	不特定		R7.3.10	局長等専決	監督権不行使	
26	総務局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.7.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は下級裁の裁判官及び書記官。主な不服は裁判事務についてであるが、一部最高裁職員を対象とする司法行政事務に関する申出も含まれている。
27	総務局	当事者	裁判事務	その他		R6.10.3	局長等専決	監督権不行使	対象職員は下級裁の裁判官、書記官。
28	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.10.8	局長等専決	監督権不行使	
29	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.11.1	局長等専決	監督権不行使	
30	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R7.2.7	局長等専決	監督権不行使	
31	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は最高裁長官及び対応した職員(不特定)
32	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は広島高裁長官及び事務官
33	総務局	当事者	司法行政事務	事務官		R7.2.21	局長等専決	監督権不行使	

34	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
35	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
36	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
37	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
38	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
39	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
40	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
41	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
42	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
43	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
44	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
45	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
46	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
47	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
48	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
49	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
50	総務局	当事者	司法行政事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	首席書記官に対する不服
51	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
52	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
53	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
54	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
55	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
56	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
57	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	

58	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	庶務課長に対する不服
59	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
60	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
61	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
62	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
63	総務局	当事者	司法行政事務	その他		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
64	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
65	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
66	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
67	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
68	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
69	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
70	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
71	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
72	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
73	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
74	総務局	当事者	裁判事務	不特定		R6.8.22	局長等専決	監督権不行使	
75	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.10.3	局長等専決	監督権不行使	対象職員は複数

76	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.10.11	局長等専決	監督権不行使	
77	総務局	弁護士	裁判事務	その他		R6.10.31	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
78	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.11.20	局長等専決	監督権不行使	
79	総務局	当事者	裁判事務	その他		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は複数
80	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	
81	総務局	当事者	裁判事務	その他		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官1名及び裁判官3名
82	総務局	当事者	裁判事務	その他		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官2名
83	総務局	弁護士	裁判事務	その他		R7.1.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
84	総務局	当事者	裁判事務	書記官		R7.3.14	局長等専決	監督権不行使	

85	総務局	当事者	司法行政事務	事務官		R7.1.15	局長等専決	監督権不行使	
86	総務局	その他	司法行政事務	不特定		R6.4.15	その他	その他	
87	総務局	当事者	司法行政事務	不特定		R6.4.15	その他	その他	

88	総務局	その他	司法行政事務	不特定		R6.4.15	その他	その他	
89	人事局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.7.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官
90	人事局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.7.25	局長等専決	監督権不行使	
91	人事局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.9.9	局長等専決	監督権不行使	
92	人事局	その他	司法行政事務	事務官		R6.6.24	局長等専決	監督権不行使	
93	経理局	当事者	司法行政事務	その他		R6.5.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官、会計課職員(事務官)
94	経理局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.5.27	局長等専決	監督権不行使	

95	経理局	当事者	司法行政事務	その他		R6.6.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官、会計課職員(事務官)
96	経理局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	
97	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.5.15	局長等専決	監督権不行使	
98	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.8	局長等専決	監督権不行使	
99	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.13	局長等専決	監督権不行使	
100	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.13	局長等専決	監督権不行使	
101	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.5.13	局長等専決	監督権不行使	
102	民事局	当事者	裁判事務	書記官		R6.5.13	局長等専決	監督権不行使	
103	民事局	弁護士	裁判事務	その他		R6.5.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
104	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.10	局長等専決	監督権不行使	
105	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.10	局長等専決	監督権不行使	
106	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.10	局長等専決	監督権不行使	
107	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.10	局長等専決	監督権不行使	
108	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.30	局長等専決	監督権不行使	
109	民事局	当事者	裁判事務 司法行政事務	書記官		R6.6.18	局長等専決	監督権不行使	
110	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.7.17	局長等専決	監督権不行使	
111	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.7.25	局長等専決	監督権不行使	
112	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.9.13	局長等専決	監督権不行使	
113	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.9.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官

114	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.11.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
115	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.10.31	局長等専決	監督権不行使	
116	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.11.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
117	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.12.17	局長等専決	監督権不行使	
118	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.12.18	局長等専決	監督権不行使	
119	民事局	当事者	裁判事務	その他		R7.2.6	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
120	民事局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.11.18	局長等専決	監督権不行使	
121	民事局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.11.18	局長等専決	監督権不行使	
122	民事局	当事者	裁判事務 司法行政事務	裁判官		R7.2.26	局長等専決	監督権不行使	
123	民事局	当事者	裁判事務 司法行政事務	裁判官		R6.11.18	局長等専決	監督権不行使	
124	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.4.1	局長等専決	監督権不行使	
125	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.5.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、調停委員、書記官
126	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.8.1	局長等専決	監督権不行使	
127	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.22	局長等専決	監督権不行使	
128	民事局	当事者	司法行政事務	書記官		R6.11.22	局長等専決	監督権不行使	
129	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.4.16	局長等専決	監督権不行使	
130	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.4.17	局長等専決	監督権不行使	
131	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.9.18	局長等専決	監督権不行使	
132	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.9.18	局長等専決	監督権不行使	
133	民事局	当事者	裁判事務	その他		R6.9.18	局長等専決	監督権不行使	
134	民事局	弁護士	裁判事務	その他		R6.6.14	長官決裁	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官

135	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.9	局長等専決	監督権不行使	
136	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.12	局長等専決	監督権不行使	
137	刑事局	弁護士	司法行政事務	不特定		R6.6.18	局長等専決	監督権不行使	対象職員は刑事係等の職員
138	刑事局	その他	裁判事務	裁判官		R6.8.19	局長等専決	監督権不行使	
139	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.8.29	局長等専決	監督権不行使	
140	刑事局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.8.29	局長等専決	監督権不行使	
141	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.9.4	局長等専決	監督権不行使	
142	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.9.24	局長等専決	監督権不行使	
143	刑事局	弁護士	裁判事務	その他		R6.12.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
144	刑事局	その他	裁判事務	裁判官		R6.12.25	局長等専決	監督権不行使	
145	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.1.23	局長等専決	監督権不行使	
146	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.1.29	局長等専決	監督権不行使	
147	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.1.29	局長等専決	監督権不行使	

148	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.5	局長等専決	監督権不行使	
149	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.27	局長等専決	監督権不行使	
150	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.3.28	局長等専決	監督権不行使	
151	行政局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.4.25	長官決裁	監督権不行使	
152	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.5.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官
153	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.12	局長等専決	監督権不行使	
154	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.18	局長等専決	監督権不行使	
155	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.6.20	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官
156	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.7.9	局長等専決	監督権不行使	
157	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.8.2	局長等専決	監督権不行使	
158	行政局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.8.19	局長等専決	監督権不行使	
159	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.8.20	局長等専決	監督権不行使	
160	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.8.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
161	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.8.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
162	行政局	当事者	司法行政事務	事務官		R6.9.13	局長等専決	監督権不行使	
163	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.9.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
164	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.9.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
165	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.9.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
166	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.9.26	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
167	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.10.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官

168	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.10.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官
169	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.10.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
170	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.5	局長等専決	監督権不行使	
171	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R6.11.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官、書記官及び事務官
172	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.14	局長等専決	監督権不行使	
173	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.14	局長等専決	監督権不行使	
174	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.14	局長等専決	監督権不行使	
175	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.14	局長等専決	監督権不行使	
176	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.11.27	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
177	行政局	当事者	裁判事務	その他		R6.12.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
178	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
179	行政局	当事者	裁判事務	書記官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
180	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
181	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
182	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
183	行政局	当事者	司法行政事務	その他		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
184	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
185	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	
186	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	

187	行政局	当事者	裁判事務 司法行政事務	その他		R7.2.3	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官
188	行政局	当事者	裁判事務	その他		R7.3.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
189	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.4.11	局長等専決	監督権不行使	
190	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.4.11	局長等専決	監督権不行使	
191	家庭局	当事者	裁判事務	書記官		R6.4.16	局長等専決	監督権不行使	
192	家庭局	当事者	裁判事務	その他		R6.4.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
193	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.4.16	局長等専決	監督権不行使	
194	家庭局	その他	裁判事務	書記官		R6.4.16	局長等専決	監督権不行使	
195	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.5.10	局長等専決	監督権不行使	
196	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.5.7	局長等専決	監督権不行使	
197	家庭局	弁護士	裁判事務	書記官		R6.5.17	局長等専決	監督権不行使	
198	家庭局	その他	裁判事務	書記官		R6.5.27	局長等専決	監督権不行使	
199	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.6.14	局長等専決	監督権不行使	

200	家庭局	当事者	裁判事務	その他		R6.6.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
201	家庭局	当事者	裁判事務	書記官		R6.7.25	局長等専決	監督権不行使	
202	家庭局	その他	裁判事務	不特定		R6.7.25	局長等専決	監督権不行使	
203	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.9.11	局長等専決	監督権不行使	
204	家庭局	その他	裁判事務	裁判官		R6.9.30	局長等専決	監督権不行使	
205	家庭局	当事者	裁判事務	その他		R6.10.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官及び調停委員
206	家庭局	当事者	裁判事務	不特定		R6.10.7	局長等専決	監督権不行使	
207	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.10.15	局長等専決	監督権不行使	
208	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.10.23	局長等専決	監督権不行使	
209	家庭局	当事者	裁判事務	その他		R6.11.10	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び調停委員
210	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.11.15	局長等専決	監督権不行使	
211	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.11.29	局長等専決	監督権不行使	
212	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R6.12.11	局長等専決	監督権不行使	
213	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R6.12.20	局長等専決	監督権不行使	

214	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.1.21	局長等専決	監督権不行使	
215	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R7.1.30	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
216	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R7.1.30	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
217	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R7.1.30	局長等専決	監督権不行使	
218	家庭局	当事者	裁判事務	その他		R7.1.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
219	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.2.10	局長等専決	監督権不行使	
220	家庭局	当事者	裁判事務	不特定		R7.2.17	局長等専決	監督権不行使	
221	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		R7.3.12	局長等専決	監督権不行使	
222	家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官		R7.3.28	局長等専決	監督権不行使	
223	家庭局	その他	裁判事務	裁判官		R7.3.31	局長等専決	監督権不行使	
224	家庭局	その他	裁判事務	裁判官		R7.3.31	局長等専決	監督権不行使	